

第1 審査会の結論

平成27年2月6日付けの開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、平成27年2月19日付けで宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 本件決定に係る異議申立ての経緯

平成27年3月18日付け 本件決定に対する異議申立書の提出
平成27年5月11日付け 実施機関の理由説明書の提出
平成27年5月9日付け 理由説明書に対する異議申立人の意見書の提出
平成27年6月19日付け 意見書に対する実施機関の反論書の提出
平成27年7月2日付け 反論書に対する異議申立人の意見書の提出

第3 異議申立人の主張について

異議申立人が異議申立書、「理由説明書に対する異議申立人の意見書」及び「反論書に対する異議申立人の意見書」において述べている主張内容は、概ね次のとおりである。

1 異議申立てに係る主張内容

(1) 趣旨

「処分の一部（精神保健指定医の氏名の不開示に関する部分）を取り消すことを求める」との主張を行っている。

(2) 処分の取消しを求める理由

ア 宮崎県情報公開条例第7条第2号ただし書ウ関係

(ア) 異議申立書の要旨

a 実施機関は、精神保健指定医（以下、「指定医」という。）の氏名を不開示とした理由について、「宮崎県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号ただし書ウに定める公務員等の職務遂行情報に係る職及び氏名であるが、開示することにより当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがあるため」としている。

b しかしながら、条例第7条第2号の定めは、「個人に関する情報・・・であって・・・特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」であり、ただし書ウの定めは「当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が知事が別に定める職にある警察職員である場合にあっては、当該警察職員の氏名を除く。）」である。

c したがって、どのような理由があろうと精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健法」という。）第19条の4第2項により、公務員とされる指定医の氏名を不開示とすることはできない。

(イ) 理由説明書に対する異議申立人の意見書の要旨

- a 条例第7条第2号ただし書ウの文理上「公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」として、不開示情報とされるのは「当該職務遂行の内容に係る部分」の全部又は一部であり、処分庁がいう「当該公務員等の職及び氏名」は不開示情報とはならないと考える。
 - b 公務員等であって、氏名が不開示とされるのは「別に定める職にある警察職員（警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職）」と明示されており、それ以外の公務員等の職氏名を不開示とすることができるという規定ではない。
 - c もし「当該公務員等の職及び氏名」についても「公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」であれば、不開示情報とするというのであれば、わざわざ、「当該公務員等の職及び氏名」を分けて規定する必要はない。
 - d 条例第7条第2号において、公務員等の職氏名を開示する個人情報から除いているのは、公権力を行使する公務員等に関して、職務の執行が適正に行われることを担保するためである。処分庁の考え方によるなら、指定医に限らず、公務員等の職及び氏名を開示するかどうかは、処分庁の判断によることになり、ひいては、県民の知る権利を妨げることになると考える。
 - e 処分庁は、「指定医の氏名を公表することにより、診察や措置入院の要否を判断した指定医に対して、不満や不信感を抱く者は、その思うところにより、あるいは誤解等に基づき、指定医の診断書の記載内容等を確認しようとして、指定医の通常業務はもとより日常生活にまで支障を及ぼす行為がなされる恐れを否定できない。」というが、「診断書の記載内容等」については、個人情報保護法や個人情報保護条例により、当該個人や家族等からの請求に応じて、開示しなければならないものであり、そのことで通常業務に支障が出るとしても、個人情報の保護という観点から甘受しなければならないものである。
 - f また、具体的に「どのような人」の「どのような行為」が懸念されるのか、その行為により、当該指定医のどのような「権利利益を不当に害することになるのかが示されておらず、「県民の知る権利」を妨げるだけの「明白かつ差し迫った危険性」は証明されていないと考える。
- (ウ) 反論書に対する異議申立人の意見書の要旨
- a 処分庁の考えと異議申立人の考えが相違しているのは、条例において「公務員等の職及び氏名」が「公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」であれば、不開示情報になるかどうかという1点である。
 - b 処分庁は、他県の個人情報開示請求に関して、その県の審査会が、指定医の氏名を不開示とした事例があるというが、情報公開制度や個人情報保護制度はそれぞれの自治体の条例において定められているものであり、他の自治体の審査会の事例が、そのまま適用できる訳ではない。しかも、官

岐阜県個人情報保護条例の規定とは異なっている。

イ 条例第7条第7号カ関係

(ア) 異議申立書の要旨

- a 「指定医の氏名・・・については、開示することにより指定医の日常生活や業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては措置入院制度の適正な遂行に著しい支障を及ぼす恐れがあるため」として、条例第7条第7号カに基づき、不開示という理由も挙げられている。
- b しかしながらこの条項は、県の機関の事務又は事業に関する情報に関する規定であり、条例第7条第2号ただし書の規定により、不開示とすることができない「指定医の氏名」を不開示とする根拠とはなりえない。
- c 公務員の職氏名を、開示することで業務の遂行に支障が生じるという理由で不開示とできるなら、県民に重大な影響を及ぼす決定を匿名で行うことが可能となり、適正な業務遂行を妨げかねない。

(イ) 理由説明書に対する異議申立人の意見書の要旨

- a この規定の文理上、不開示情報とされるのは、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報」であり、個人情報である「公務員等の職氏名」については、この規定の対象とはなっていない。
- b 県の機関の事務又は事業の執行に当たっては、利害関係のある県民との間で様々な軋轢や紛争が生じているが、その際に、担当している公務員等が匿名で対処するということは、県民の付託を受けている公務員等の職務の性質上あり得ないとする。ましてや「種々の軋轢や紛争を生じさせる可能性がある」というだけで、当該公務員等の職及び氏名を公にしないという態度で、県民の納得を得られるとは到底考えられない。

ウ その他

(ア) 異議申立書の要旨

措置入院を行わない決定の基礎となる判定を行った指定医の氏名を開示することは、「この条例は・・・県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする・・・ことを目的とする」と定める公文書公開条例の趣旨に合致するとともに、「自殺のない地域社会づくり」に向けての取り組みを補完する措置入院制度を適正に遂行するために不可欠である。

(イ) 理由説明書に対する異議申立人の意見書の要旨

指定医の氏名を開示せずに、ブラックボックスの中に隠蔽することは、逆に、公正かつ適正な診察や判定が行われていないのではないかという疑念を増すとともに、県がうたっている「自殺のない社会づくり」に向けての取り組みの中に、自殺企図のある者の保護という項目が無いことも、精神障害者の基本的人権よりも、指定医の権利利益を優先しているためであると考えざるを得ない。

第4 異議申立てに対する実施機関の主張

実施機関が、指定医の氏名を不開示とした理由について、理由説明書及び「意見書に対する実施機関の反論書」で主張している内容は、概ね次のとおりである。

1 条例第7条第2号ただし書きウの該当性について

- (1) 指定医の氏名は、職務遂行情報に係るものであるが、同時に精神保健法第27条第1項に規定する診察を実施し、同法第29条第1項に規定する措置入院に係る要否の判断を行うという、職務遂行の内容にも極めて重要な役割を果たす者の情報でもある。
- (2) 指定医は、通常は医療機関の医師として従事しており、日中の診察等のほか、夜勤・当直など、昼夜を通じて多くの患者に対応しなければならない極めて多忙な状況にある。
- (3) このような中、指定医の氏名を公にすることにより、診察や措置入院の要否を判断した指定医に対し、不満や不信感を抱く者は、その思うところにより、あるいは誤解等に基づき、指定医の診断書の記載内容等を確認しようとして、指定医の通常業務はもとより日常業務にまで支障を及ぼす行為がなされるおそれを否定できない。
- (4) 以上のことから、指定医の氏名は、条例第7条第2号ただし書きウの「公務員等の職務遂行情報に係る職及び氏名」であるが、公にすることにより、当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがあると判断し、不開示としたところである。
- (5) なお、精神保健法第27条に基づき指定医が行う診断は、「通常医師が患者の求めに応じて行う診断とは異なり、診断内容を患者又はその家族に知らせる義務を負うものではなく、命令権者たる知事に診断内容を報告することのみをもって足りる。」とされ、その診断内容等を知る手段としては、個人情報保護条例に基づく開示請求（以下、「個人情報開示請求」という。）を行うことになるが、他県においては、個人情報開示請求に対して指定医の氏名を不開示とされた案件において、審査会が不開示妥当と判断した事例がある（千葉県個人情報保護審査会平成19年12月3日答申）。
- (6) 同様に、「指定医の氏名については、不開示が相当」と判断された事例として、三重県の個人情報保護審査会の事例がある（平成21年4月23日答申）。

2 条例第7条第7号カの該当性について

- (1) 指定医は、厚生労働大臣が指定する医師ではあるが、精神保健法第27条第1項に基づく診察は、知事が「指定する指定医をして診察をさせなければならない」とされており、異議申立人が主張するとおり、「県の機関の事務又は事業」である。
- (2) 指定医は通常の診療等で極めて多忙な中、指定医としての事務事業を遂行している状況にあるが、指定医の氏名を公にすることは、指定医とその診察や判定に不満や不信感を抱く者との間に、診察等の結果をめぐり、種々の軋轢や紛争を生じさせる可能性がある。
- (3) このような後々のトラブルが予想されることは、指定医にとって公正かつ適正な診察や判定を妨げる大きな要因となるものであり、精神保健法に定める診察や判定など、制度の根幹をなす事務事業の適正な遂行に支障を生じることが十分に想定できるところである。

- (4) また、指定医は医療機関に勤務する医師の中から、精神科医療に係る高い専門性と豊富な経験を評価して、非常勤の特別職として任用される者である。このため、多忙を極める医師の中から、その任に相応しい人材を確保する自体が非常に困難な状況にある。
- (5) 指定医が行う精神保健法第27条の診察は、前もって日程が明らかではない緊急の業務であり、しかも初対面の被診察者でありながら、その者のその後の処遇に重大な影響を及ぼし得るものであるなど、相当の緊張と精神的負担を強いられるものであるが、指定医の氏名を公にすることにより、指定医の任を受諾する医師がいなくなる可能性すらあり、ひいては精神保健法の適正な運用そのものが確保できなくなることが強く懸念されるところである。
- (6) このようなことから、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められると判断し、条例第7条第7号カにより、指定医の氏名を不開示とした。

第5 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成27年4月8日 (平成27年4月7日付け)	諮問を受けた。
平成27年5月11日	実施機関から本件決定に係る「理由説明書」を受け取った。
平成27年5月18日 (平成27年5月9日付け)	異議申立人から「理由説明書」に対する意見書の提出を受けた。
平成27年6月24日 (平成27年6月19日付け)	「理由説明書に対する意見書」に係る反論書を受け取った。
平成27年7月3日 (平成27年7月2日付け)	反論書に対する意見書の提出を受けた。
平成27年8月6日	審議を行った。
平成27年10月27日	審議を行った。

第6 審査会の判断理由

当審査会は、異議申立人が取り消しを求めている「指定医の氏名」に係る不開示

の妥当性について、以下のように判断する。

1 異議申立てに係る指定医について

精神保健法第27条第1項において、都道府県知事は、通報等があった者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならないと規定されていることから、同法第27条第1項の診察を行う指定医の身分は、異議申立人及び実施機関の主張のとおり、公務員（非常勤の特別職地方公務員）であると判断される。異議申立人が開示を求めているのは、この精神保健法第27条第1項の診察を行った指定医の氏名である。

2 争点について

実施機関は、条例第7条第2号ただし書ウ及び同条第7号カを根拠として指定医の氏名を不開示としている。一方、異議申立人は、このどちらにも該当せず、条例の解釈を誤った違法な決定である旨を主張しているので、この点について検討する。

(1) 「条例第7条第2号ただし書ウ」の該当性について

ア 条例第7条第2号の趣旨

(ア) 本号は、条例第3条後段で「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」とされていることを受けて、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限保護するため、個人に関する情報は不開示とすることを定めたものである。

(イ) 個人のプライバシー概念は抽象的であり、その具体的な内容は法的にも社会通念上も必ずしも明確ではなく、その範囲も個人によって異なり類型化することは困難であることから、本号では個人に関する情報を、特定の個人が識別され又は識別され得る情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）及び個人識別性がない場合でもなお個人の正当な利益を害するおそれのある情報とし、不開示にすることを定めたものである。（個人識別型）

(ウ) しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても開示する必要性の認められるものを、例外的に不開示情報から除き本号ただし書に規定している。

(エ) 本号ただし書ウでは、当該個人が公務員等・・・(中略)・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号本文に規定する個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 条例第7条第2号ただし書ウの括弧書「公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。」（以下、「当該ただし書の括弧書」という。）の公務員氏名に係る適用について

当該ただし書の括弧書の適用について、条例の改正の経緯及びその解釈の観点から検討を行った。

(ア) 条例改正の経緯等

a 平成11年12月改正時

(a) 当該ただし書の内容（当時は、ただし書エ）

当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（公にすることにより、当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）

(b) 改正の理由

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）の改正に準じて改正が行われ、条例第7条第2号に当該ただし書が追加された。

b 平成13年3月改正時

(a) 当該ただし書の内容（当時は、ただし書エ）

当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名（当該公務員が知事が別に定める職にある警察職員である場合にあつては、当該警察職員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分（公にすることにより、当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）

(b) 改正の理由

条例における実施機関に「公安委員会及び警察本部長」を加えることとなり、警察職員が職務を遂行するに当たって支障を生ずることのないよう、「規則で定める職にある警察職員の氏名」については、不開示として取り扱うこととなった。

c 現行条例（平成27年2月19日時点）における当該ただし書の内容

当該個人が公務員等（・・・中略・・・）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報（・・・中略・・・）であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が知事が別に定める職にある警察職員である場合にあつては当該警察職員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分（公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）

(i) 条例の立法制定趣旨

「公にすることにより、当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがある」とは、当該公務員が担当する職務内容等により、公にすると、当該公務員の私生活が脅かされるおそれがある場合等をいう。

(ii) 判断

- a 異議申立人は、当該ただし書の括弧書は公務員の氏名には及ばないと主張し、実施機関は氏名にも及ぶと主張している。当審査会で検討した

ところ、上記条例改正の経緯及び条例の立法制定趣旨から、「公務員の氏名」に及ばないと解する特段の理由はないと判断する。特に、職務内容がすでに公になっている場合、公務員の氏名を併せて公にすることで、当該公務員の私生活が脅かされる場合も想定されるところである。

以上のことから、当該ただし書の括弧書は、公務員の氏名にも及んでいると判断するのが妥当である。

- b 異議申立人は「公務員等であって、氏名が不開示とされるのは『別に定める職にある警察職員（警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職）』と明示されており、それ以外の公務員等の職氏名を不開示とすることができるという規定ではない。」と主張するが、これは、別に定める職にある警察職員の氏名の場合は、一律に不開示とする趣旨であって、公にすることにより当該公務員の私生活が脅かされるおそれがある場合に開示から除かれるのは、職務遂行の内容に係る部分のみならず、当該公務員の氏名も含まれると判断するのが妥当である。

以上のことから、「公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。」は、公務員の氏名についても適用されると判断される。

ウ 指定医の氏名を公にすることで、当該指定医の権利利益を侵害するおそれがあるかについて

(ア) 実施機関は、「指定医の氏名を公にすることにより、診察や措置入院の要否を判断した指定医に対し、不満や不信感を抱く者は、その思うところにより、あるいは誤解等に基づき、指定医の診断書の記載内容等を確認しようとして、指定医の通常業務はもとより日常生活にまで支障を及ぼす行為がなされるおそれを否定できない。」と主張する。

(イ) この点、異議申立人は、「具体的に『どのような人』の『どのような行為』が懸念されるのか、その行為により、当該指定医のどのような『権利利益を不当に害する』ことになるかが示されておらず、県民の知る権利を妨げるだけの『明白かつ差し迫った危険性』は証明されていない。」などと主張している。

(ウ) 当審査会で検討したところ、指定医の氏名を公にすることで、不特定多数の者に指定医の属する病院名までも知られるおそれがあり、その思うところにより、あるいは誤解等に基づき当該指定医に対して診断の内容等を確認しようとするのは容易に想像できるものである。そうすると、日常の医療業務に支障が生じることがあったり、当該指定医の私生活の平穩を脅かす事態も想定されるところである。

よって、指定医の氏名を公にすることで、当該指定医の権利利益を不当に害するおそれがあることから、条例第7条第2号ただし書ウの規定により、指定医の氏名を不開示としたことは妥当である。

(2) 「条例第7条7号カ」の該当性について

ア 条例第7条第7号の趣旨

(ア) 本号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にする

ことにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められるような情報は、不開示とすることを定めたものである。

(イ) 本号カでは、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」を不開示として規定している。

(ウ) 「その他当該事務又は事業の性質上」とは、本号に例示された事務事業のほか、県の機関等が行うすべての事務又は事業の本質的な性格、目的、その目的達成のための手法などに照らして、公にすることによりその適正な遂行に支障が生じるかどうかを判断するという趣旨であり、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められる場合も含まれる。

(エ) 「適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」とは、本号該当性の判断に当たっては、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性について客観的に判断する必要があること、事務又は事業がその根拠となる規定、趣旨に照らして公益的な開示の必要性などの種々の利益を考慮した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、さらにその実質的な支障が「認められる」ことを実施機関が具体的に挙証できることが求められる。

イ 精神保健法第27条第1項に係る事務は、条例第7条第7号の「県の機関等が行う事務又は事業」に該当するか。

(ア) 異議申立人は、「公務員等の職氏名」については、この規定の対象とはなっていないと主張し、実施機関は、「県の機関等が行う事務又は事業」に該当すると主張している。

(イ) 指定医は、精神保健法第27条第1項の診察をする必要がある度毎に知事が指定を行うものであり、当該「知事の指定」は、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であると言える。また、精神保健法第27条第1項の診察についても同様に県の機関として行う事務又は事業であると言える。

以上のことから、精神保健法第27条第1項に係る事務は、条例第7条第7号の「県の機関等が行う事務又は事業」に該当する。

ウ 条例第7条第7号に該当するとすれば、「指定医の氏名」を公にすることで、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるか。

(ア) 実施機関は、「指定医は通常の診療等で極めて多忙な中、指定医としての事務事業を遂行している状況にあるが、指定医の氏名を公にすることにより、種々の軋轢や紛争を生じさせることが予想され、そういったトラブルが予想されることは、精神保健法の制度の根幹をなす診察や判定といった事務事業の適正な遂行に支障を生じることが十分に想定できる。」と主張する。

(イ) また、「指定医が行う精神保健法第27条の診察は、前もって日程が明らかではない緊急の業務であり、しかも初対面でありながら、その者のその後の処遇に重大な影響を及ぼし得るものであるなど、相当の緊張と精神的負担を

強いられるものであるが、指定医の氏名を公にすることにより、指定医の任を受諾する医師がいなくなる可能性すらあり、ひいては精神保健法の適正な運用そのものが確保できなくなることが強く懸念される場所である。」と主張している。

- (ウ) 審査会で検討したところ、精神保健法第27条第1項の診察は、措置入院という本人の意思にかかわらず強制的に入院させることに繋がるものであることから、指定医に相当の緊張と精神的負担を強いるものである。もし、指定医の氏名を公にすれば、不特定多数の者との種々の軋轢や紛争を生じさせることまで予想されることになり、そういったトラブルが予想されることは、その任に相応しい医師を確保すること自体がこれまで以上に難しくなり、また、精神保健法の制度の根幹をなす診察や判定に影響があるなど、事務事業の適正な遂行に支障を生じさせることに繋がると認められる。
- (エ) 以上のことから、指定医の氏名を公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められると判断され、条例第7条7号カを理由として指定医の氏名を不開示としたことは妥当である。

なお、条例第7条第2号ただし書ウ及び同条第7号カに関する主張以外については、審査会の判断しうるところではなく、また、上記判断に影響するものではないため言及しない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。